

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄） 1
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）（抄） 2
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（抄） 3
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（抄） 4

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 四十五（略）

四十六 司法書士又は司法書士法人

四十七 行政書士又は行政書士法人

四十八 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は

監査法人

四十九 税理士又は税理士法人

3（略）

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行う際に、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 四（略）

2 五 6（略）

別表（第四条関係）

(略)	(略)	(略)
第二条第二項第四十六号に掲げる者	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げ	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

<p>第二条第二項第四十七号に掲げる者</p>	<p>る行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下この表において「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの</p> <p>一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続</p> <p>二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。）</p> <p>三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十八号に掲げる者</p>	<p>業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十九号に掲げる者</p>	<p>業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p> <p>税理士法第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）

第九十三条 保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

② 保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる

相当な金額でなければならない。

③～⑧ (略)

第九十四条 保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができない。

② 裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

③ 裁判所は、有価証券又は裁判所の適当と認める被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

第九十八条の四 裁判所は、保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合において、必要と認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て監督者として選任することができる。

②～④ (略)

第九十八条の五 監督者を選任する場合には、監督保証金額を定めなければならない。

② 監督保証金額は、監督者として選任する者の資産及び被告人との関係その他の事情を考慮して、前条第四項の規定により命ずる事項及び被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならない。

第九十八条の六 監督者を選任した場合には、保釈を許す決定は、第九十四条第一項の規定にかかわらず、保証金及び監督保証金の納付があつた後でなければ、執行することができない。

② 監督者を選任した場合には、第九十五条第一項前段の決定は、監督保証金の納付があつた後でなければ、執行することができない。

③ 第九十四条第二項及び第三項の規定は、監督保証金の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「保釈請求者でない者」とあるのは「監督者でない者(被告人を除く。）」と、同条第三項中「被告人」とあるのは「被告人及び監督者」と読み替えるものとする。

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十八号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四 (略)

五 第一条中刑事訴訟法第一編第八章に二十三条を加える改正規定(第九十八条の四から第九十八条の十一までに係る部分に限る。)及び次条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

六 十一 (略)

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成二十年政令第二十号)(抄)

(司法書士等の特定業務)

第八条 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 租税の納付

二 罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付

三 過料の納付

四 成年後見人、保険業法第二百四十二条第二項又は第四項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分

2 4 (略)